

許可番号	氏名又は名称 代表者の氏名 住所 許可の年月日 許可の有効年月日	中間 処理	① 廃 油	② 廃 酸	③ 廃 アルカリ	④ 感 染 性 産 業 廃 棄 物	特定有害産業廃棄物										備 考		
							⑤ 廃 P C B	⑥ P C B 汚 染 物	⑦ P C B 処 理 物	⑧ 廃 石 綿 等	⑨ 燃 え 殻	⑩ 汚 泥	⑪ 廃 油	⑫ 廃 酸	⑬ 廃 ア ル カ リ	⑭ 鉍 さ い		⑮ ば い じ ん	⑯ 政 令 第 13 号
第01773002742号 優良 H25.10.24 H32.10.23	株式会社ダイセキ 代表取締役 柱 秀貴 愛知県名古屋市中区船見町1番地86 Tel 052-611-6321 白山市相川新町631番1 Tel 076-275-6585	中間 処理	○	○	○						BC E	AB CE FW	VX	AB CE FW X	AB CE FW X		BC EW		○中間処理 油水分離：① 中和：②③⑫⑬ 脱水：⑩ 混練：⑨⑩⑮ 混合：①⑪ 中和・油水分離・脱水・混練： 「②、汚泥及び廃油の混合物」、 「③、汚泥及び廃油の混合物」、 ・白山市相川新町631-1
		最終 処分																	

〔注1〕①廃油は揮発油類、灯油類、軽油類をいう。②廃酸はpH2.0以下の廃酸をいう。③廃アルカリはpH12.5以上の廃アルカリをいう。⑤⑥⑦の「PCB」は、ポリ塩化ビフェニルをいう。

〔注2〕A：水銀又はその化合物、B：カドミウム又はその化合物、C：鉛又はその化合物、D：有機リン化合物、E：六価クロム化合物、F：砒素又はその化合物、G：シアン化合物、H：PCB、I：トリクロエチレン、J：テトラクロエチレン、K：ジクロロメタン、L：四塩化炭素、M：1,2-ジクロロエタン、N：1,1-ジクロロエチレン、O：シス-1,2-ジクロロエチレン、P：1,1,1-トリクロロエタン、Q：1,1,2-トリクロロエタン、R：1,3-ジクロロプロパン、S：チウム、T：シマジン、U：チオベンカルブ、V：ベンゼン、W：セレン又はその化合物、X：1,4-ジメチル、Y：ダイキシル類を含むものをいう。

許可番号	氏名又は名称 代表者の氏名 住所 電話番号 許可の年月日 許可の有効年月日 事業場の所在地 事業場の電話番号	中間 処理	① 廃 油	② 廃 酸	③ 廃 アルカリ	④ 感 染 性 産 業 廃 棄 物	特 定 有 害 産 業 廃 棄 物										備 考					
							⑤ 廃 P C B	⑥ P C B 汚 染 物	⑦ P C B 処 理 物	⑧ 廃 石 綿 等	⑨ 燃 え 殻	⑩ 汚 泥	⑪ 廃 油	⑫ 廃 酸	⑬ 廃 ア ル カ リ	⑭ 鉍 さ い		⑮ ば い じ ん	⑯ 政 令 第 13 号			
第01779152345号	有限会社ケ・エス興業 代表取締役 森元 勉 石川県小松市松任町119番地4 Tel 076-257-0123 H28.04.22 H32.01.04 宝達志水町麦生ヌ119番地 Tel 0767-28-4787	中間 処理				○																○中間処理（焼却） ④は有機塩素系樹脂を含むものを除く。 ・宝達志水町麦生ヌ119番
		最終 処分																				

〔注1〕 ①廃油は揮発油類、灯油類、軽油類をいう。②廃酸はpH2.0以下の廃酸をいう。③廃アルカリはpH12.5以上の廃アルカリをいう。⑤⑥⑦の「PCB」は、ポリ塩化ビフェニルをいう。

〔注2〕 A：水銀又はその化合物、B：カドミウム又はその化合物、C：鉛又はその化合物、D：有機燐化合物、E：六価クロム化合物、F：砒素又はその化合物、G：シアン化合物、H：PCB、I：トリクロエチレン、J：テトラクロエチレン、K：ジクロロメタン、L：四塩化炭素、M：1,2-ジクロロエタン、N：1,1-ジクロロエチレン、O：シス-1,2-ジクロロエチレン、P：1,1,1-トリクロロエタン、Q：1,1,2-トリクロロエタン、R：1,3-ジクロロプロペン、S：チウム、T：シマジン、U：オゾンカルブ、V：ベンゼン、W：セレン又はその化合物、X：1,4-ジメチル、Y：ダイキシン類を含むものをいう。